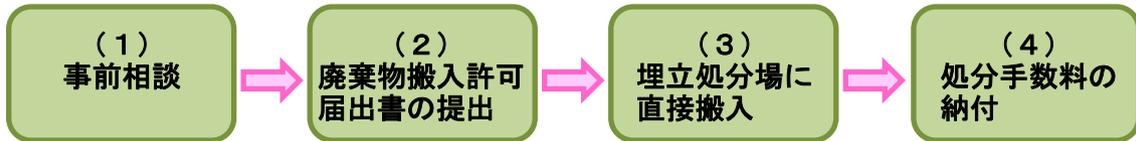


# 埋立処分場への一般廃棄物の搬入方法

ご家庭から排出された一般廃棄物を市の埋立処分場に直接搬入する場合は、以下の手続きに従い、指定の埋立処分場まで直接搬入してください。



## 1. 事前相談

◇環境課にご相談ください。その際に下記の内容について聞き取りをします。

《 聞き取りする内容 》

①氏名、住所及び連絡先
②廃棄物の種類及び量
③廃棄物が発生した経緯

◇埋立処分場に搬入できるのは、行政回収で収集することができない一般廃棄物のうち、製造業者等での引取り、または中間処理施設等（焼却・破碎など）での受入れが困難なものに限ります。また、家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）や自動車部品等については、法により、市の施設で処分することができません。

◇聞き取り後、埋立処分場に搬入できるものであるかをお伝えしますが、廃棄物の性状や発生量、発生に至る経緯がよく分からないなど、場合によっては現場での確認が必要となります。その場合は後日、職員が現場の確認に伺います。

## 2. 廃棄物搬入許可届出書の提出

◇埋立処分場への搬入が可能と判断された場合は、環境課の町田事業所に「廃棄物搬入許可届出書」を提出してください。用紙は窓口で交付しております。

◇届出の際に印鑑等は不要ですが、運転免許証などの身分証明書の提示とともに、埋立処分場への搬入に用いる車両のナンバー、最大積載量を教えてください。

◇搬入方法については、ご自身で直接搬入する方法と、一般廃棄物の収集運搬業の許可を得ている業者に有料で依頼する方法があります。許可業者については、市のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

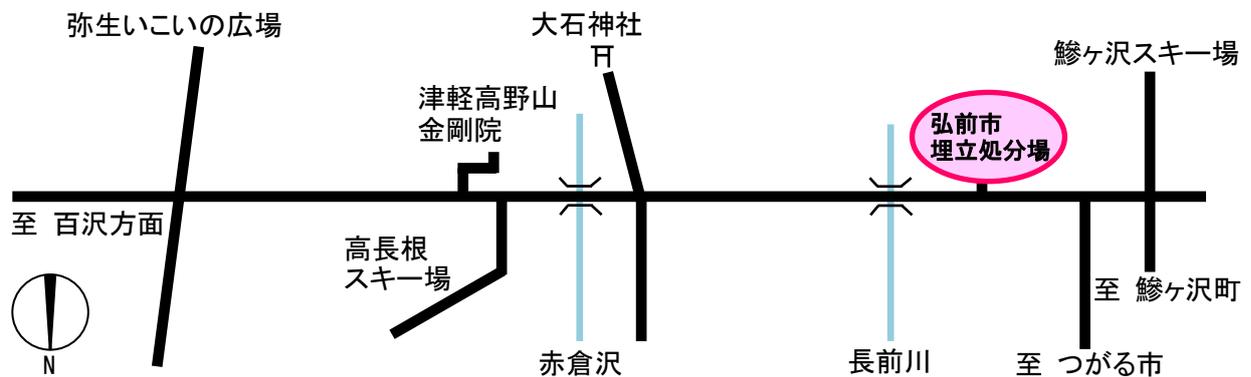
◇届出後、窓口で「廃棄物搬入許可証」を発行します。なお、この許可証は搬入の際に使用しますので、紛失しないようご注意ください。

◇上記の手続きに要する時間の目安はおおむね10分程度です。

### 3. 埋立処分場への直接搬入

- ◇埋立処分場の計量窓口に「廃棄物搬入許可証」を提示し、現場の職員の案内に従って廃棄物を搬入してください。
- ◇廃棄物の搬入では、搬入前と搬入後の車両重量を計量することで、埋立処分場に搬入した廃棄物の重さを計測します。
- ◇埋立処分場の場所、受付時間などについては下記のとおりです。

埋立処分場の名称	弘前市埋立処分場
埋立処分場の所在地	弘前市大字十腰内字猿沢 2397 番地
廃棄物受入時間	午前9時から午後3時まで (12/1 から 3/31 までは午前10時から午後3時まで)
施設の休業日	土曜、日曜および年末年始 (12/29 から 1/3 まで)
搬入をされる方	原則として「廃棄物搬入許可届出書」に記載した届出者
お持ちいただくもの	廃棄物搬入許可証



### 4. 廃棄物埋立処分手数料の納付

- ◇埋立処分場で計測した廃棄物の重さをもとに、10 キログラムまでごとに 143 円 (税込) の手数料が発生します。(料金は 10 円未満を切り捨てた額となります。)
- ◇上記の手数料については、後日、市から納入通知書を郵送しますので、指定の金融機関にてお支払ください。
- ◇納入通知書の郵送先は、「廃棄物搬入許可届出書」に記載した届出者となります。

お問い合わせ先

市民生活部 環境課 町田事業所  
弘前市大字町田字筒井 6 番地 2  
弘前地区環境整備センター管理棟 2F  
☎ 0172-32-1952 (直通)